名古屋市公報

平成30年 3月22日　　第1250号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　次　　ページ

条　例

○ 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第1号）　8
○ 病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第2号）　9
○ 名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例　（健福・総務課）　（第3号）　11
○ 名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例　（健福・総務課）　（第4号）　13
○ 名古屋市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例　（住都・建築指導課）　（第5号）　16
○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例　（住都・建築指導課）　（第6号）　18
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例　（環境・総務課）　（第7号）　22

規　則

○ 名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則　（子青・総務課）　（第11号）　23
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則　（子青・総務課）　（第12号）　24
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則　（市経・地域振興課）　（第13号）　25
○ 旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則の一部を改正する規則　（環境・総務課）　（第14号）　26
○ 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則　（健福・総務課）　（第15号）　29
○ 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則　（住都・総務課）　（第16号）　37

告　示

○ 名古屋市緑笹塚土地区画整理事業の事業計画の縦覧　（住都・区画整理課）　（第142号）　38
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について　（緑土・緑地管理課）　（第143号）　39

○ 建築協定への加入　（住都・建築指導課）（第144号）　40
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）（第145号）　42
○ 市議会の議決を経た予算の要領　（財政・財政課）（第146号）　43
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定　（健福・介護保険課）（第147号）　61
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止　（健福・介護保険課）（第148号）　63
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止　（健福・介護保険課）（第149号）　65
○ 指定居宅介護支援事業者の廃止　（健福・介護保険課）（第150号）　67
○ 名古屋市徳重北部土地区画整理組合の理事の住所変更の届出　（住都・区画整理課）（第151号）　68
○ 名古屋市徳重北部土地区画整理組合の理事の退任の届出　（住都・区画整理課）（第152号）　69
○ 名古屋都市計画事業の認可　（緑土・緑地事業課）（第153号）　70
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧　（緑土・緑地事業課）（第154号）　71
○ 名古屋都市計画事業の認可　（緑土・緑地事業課）（第155号）　72
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧　（緑土・緑地事業課）（第156号）　73
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定　（健福・保護課）（第157号）　74
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更　（健福・保護課）（第158号）　75
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止　（健福・保護課）（第159号）　80
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止　（健福・保護課）（第160号）　82
○ 生活保護法による指定介護機関の変更　（健福・保護課）（第161号）　84
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止　（健福・保護課）（第162号）　85
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について　（緑土・都市農業課）（第163号）　86
○ 道路に関する告示　（緑土・道路利活用課）（第164号）　88
○ 特定計量器定期検査の実施　（市経・消費流通課）（第165号）　91

教　育　委　員　会　告　示

○ 教育委員会臨時会の開催について　（第4号）　93

上　下　水　道　局　告　示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始　（第2号）　94

交　　通　　局　　告　　示

○ 乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設について　（第1号）　97

交　通　局　管　理　規　程
○　ＩＣカード乗車券取扱規程の一部改正　（第1号）　99
公　　告
○　農業委員会総会の開催公告　（農業委員会）　105

条　例　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（第 1号）

1　改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 4条関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第 2号）

1　改正内容

療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定めます。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（第 3号）

1　制定の趣旨

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の制定に伴い、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めます。

2　主な内容

住宅宿泊事業の実施を制限する区域等について規定します。（第 2条及び第 3条関係）

3　施行期日

平成30年 6月15日から施行します。

○　名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（第 4号）

1　改正内容

旅館業法（昭和23年法律第 138号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。

2　施行期日

平成30年 6月15日から施行します。

○　名古屋市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例（第 5号）

1　改正内容

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第 6号）

1　改正内容

(1) 又穂町 2丁目地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1関係）

(2) 又穂町 2丁目地区計画の地区整備計画において定められた建築物等に関する事項のうち、建築物の用途の制限及び壁面の位置の制限を定めます。（別表第 2関係）

(3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）等の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 8条の 3及び別表第 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（第 7号）

1　改正内容

土壌汚染対策法の一部改正に伴い、規定を整理します。（第61条の 2関係）

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第11号）

1　内容

名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第44号）の施行期日を平成30年 5月 7日と定めるものです。

○　名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第12号）

1　内容

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第24号）の施行期日を平成30年 4月 1日と定めるものです。

○　名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第13号）

1　内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第52号）の施行期日を平成30年 4月 1日と定めるものです。

○　旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則の一部を改正する規則（第14号）

1　改正内容

(1) 組織改正により、この規則によって市長に提出すべき書類の経由について規定の整理を行います。（第21条関係）

(2) また、その他規定の整理等を行います。（第13条、様式第 2及び様式

第 5関係）

2　施行期日

(1) この規則は、平成30年 4月 1日から施行します。ただし、第13条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行します。

(2) この規則による改正後の旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則（以下「新規則」という。）第13条第 5号の規定は、平成20年 4月 1日から適用します。

(3) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則の規定に基づいて交付されている医療手帳は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなします。

○　名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（第15号）

1　制定の趣旨

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令等の一部改正に伴い、申請書等の様式等を定めます。

2　施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○　名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第16号）

1　改正内容

駐車場の入出庫の取扱い時間について改定します。（第 2条関係）

2　施行期日

平成30年 3月21日から施行します。

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月13日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第 1号

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「第 5条第21項」を「第 5条第23項」に改める。

附　則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月13日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第 2号

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

病院等の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

「及び第21条第 1項」を「並びに第21条第 1項及び第 2項」に、「並びに省令第21条」を「、省令第21条、省令第21条の 2第 2項及び第 3項並びに省令第21条の 4」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

（療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置）

2　療養病床を有する診療所に係るこの条例の適用については、当分の間、「省令第21条の 2第 2項及び第 3項」とあるのは、「医療法施行規則等の一部

を改正する省令（平成13年厚生労働省令第 8号）附則第23条第 2号及び第 3号」とする。

（療養病床を有する診療所の施設に係る経過措置）

3　医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第 8号）附則第24条に規定する診療所に係るこの条例の適用については、「、省令第21条の 2第 2項及び第 3項並びに省令第21条の 4」とあるのは、「並びに省令第21条の 2第 2項及び第 3項」とする。

名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

平成30年 3月13日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第 3号

名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

（趣旨）

第 1条　この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域等）

第 2条　住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域は、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 8条第 1項第 1号に規定する用途地域のうち、次に掲げる地域（以下「制限地域」という。）とする。

(1) 第 1種低層住居専用地域

(2) 第 2種低層住居専用地域

(3) 第 1種中高層住居専用地域

(4) 第 2種中高層住居専用地域

2　届出住宅の敷地が制限地域の内外にわたる場合における前項の規定の適用

については、その敷地の過半が制限地域に属するときには、その敷地の全部について、同項の規定を適用し、その敷地の過半が制限地域の外に属するときには、その敷地の全部について、同項の規定を適用しない。

3　住宅宿泊事業を実施してはならない期間は、月曜日の正午から金曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までを除く。）とする。

（委任）

第 3条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成30年 6月15日から施行する。

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月13日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第 4号

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1号を削り、同条第 2号中「営業施設」を「旅館業の施設」に、「 1日 1回以上」を「定期的に」に、「随時」を「必要に応じて」に改め、同号を同条第 1号とし、同条第 3号を同条第 2号とし、同条第 4号中「客室には、適当な換気設備を設け、」を削り、同号を同条第 3号とし、同条第 5号を削り、同条第 6号中「随時日光にさらす等適当な方法により消毒」を「適切に洗濯、管理等」に改め、同号を同条第 4号とし、同条第 7号中「宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模のものとし、かつ、」を「常に」に改め、同号を同条第 5号とし、同条第 8号中「には、適当な換気設備を設け」を「は」に改め、同号を同条第 6号とし、同条第 9号中「（洋式浴室に設置するものを除く。）」を削り、同号を同条第 7号とし、同条中第10号を第 8号とし、第11号から第13号までを 2号ずつ繰り上げ、同条第14号中「には、適当な防臭設備及び流水式

手洗設備を設け」を「は」に改め、同号を同条第12号とし、同条第15号を同条第13号とする。

第 6条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第 1条第 1項第11号」を「第 1条第 1項第 8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第 1号を次のように改める。

(1) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア　適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設けること。

イ　便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

第 6条第 2号を削り、同条第 3号を同条第 2号とし、同条第 4号を同条第 3号とし、同条第 5号ウ中「ことさら」を「殊更」に改め、同号を同条第 4号とし、同条第 6号を同条第 5号とし、同条第 7号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加え、同号を同条第 6号とする。

ア　収容定員に応じた十分な広さを有すること。

第 6条第 8号を同条第 7号とする。

第 7条を削る。

第 8条第 1項中「第 1条第 3項第 7号」を「第 1条第 2項第 7号」に改め、同項第 1号及び第 2号を削り、同項第 3号中「これに類する設備」を「宿泊者等の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第 4条の 3各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの」に改め、同号を同項第 1号とし、同項第 4号を同項第 2号とし、同条第 2項中「第 6条第 2号から第 8号まで及び前条第 1項」を「前条第 2号から第 7号まで」に改め、同条を第 7条とする。

第 9条第 1項中「第 1条第 4項第 5号」を「第 1条第 3項第 5号」に、「次のとおりとする」を「第 6条第 6号アの規定を準用する」に改め、同項各号及び同条第 2項を削り、同条を第 8条とする。

第10条の見出し中「等」を削り、同条第 1項から第 4項までを削り、同条第 5項中「第 6条第 3号から第 8号まで」を「第 6条第 2号から第 7号まで（第 6号アを除く。）」に改め、「及び第 8条第 2項」を削り、同項を同条とし、同条を第 9条とし、第11条を第10条とする。

附　則

この条例は、平成30年 6月15日から施行する。

名古屋市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第５号

名古屋市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

（名古屋市建築基準法施行条例の一部改正）

第１条　名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第15号中「、第８項ただし書」を削り、「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改める。

（名古屋市中高層階住居専用地区建築条例の一部改正）

第２条　名古屋市中高層階住居専用地区建築条例（平成７年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「次の各号」を「次」に改め、同項第２号中「別表第２（ち）項第２号」を「別表第２（り）項第２号」に改める。

（名古屋市特別工業地区建築条例の一部改正）

第３条　名古屋市特別工業地区建築条例（昭和47年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第１第２項中「別表第２（り）項第４号」を「別表第２（ぬ）項第４号」に改める。

別表第２第１項中「別表第２（ぬ）項第１号」を「別表第２（る）項第１号」に改め、同項ただし書中「次の各号」を「次」に改める。

（名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例の一部改正）

第４条　名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例（平成20年名古屋市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「別表第２(わ)項」を「別表第２(か)項」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第６号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成５年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第４項中「、第２項又は第６項」を削り、「同条第７項」を「同条第４項」に改める。

別表第１に次のように加える。

又穂町２丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第１項の規定により告示された名古屋都市計画又穂町２丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第２木場再開発地区整備計画区域の項中

「

２　法別表第２(と)項第３号、(り)項第３号及び(ぬ)項第１号に掲げる事業を営む工場

」を

「

２　法別表第２(と)項第３号、(ぬ)項第３号及び

｜（る）項第１号に掲げる事業を営む工場　　｜」に、

「｜4　法別表第２（と）項第３号、（り）項第３号及び（ぬ）項第１号に掲げる事業を営む工場｜」を

「｜4　法別表第２（と）項第３号、（ぬ）項第３号及び（る）項第１号に掲げる事業を営む工場｜」に改め、同表定納山地区整備計画区域の項中

「｜7　法別表第２（り）項第３号に掲げる事業を営む工場
8　法別表第２（り）項第４号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの｜」

を

「｜7　法別表第２（ぬ）項第３号に掲げる事業を営む工場
8　法別表第２（ぬ）項第４号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの｜」に改め、同表千種二丁目地区整備計画区域の項中

「｜5　法別表第２（と）項第３号及び（り）項第３号に掲げる事業を営む工場｜」を

「｜5　法別表第２（と）項第３号及び（ぬ）項第３号に掲げる事業を営む工場｜」に改め、同表名西二丁目地区整備計画区域の項中

「｜3　法別表第２（と）項第３号及び（り）項第３号に掲げる事業を営む工場｜」を

「｜3　法別表第２（と）項第３号及び（ぬ）項第３号に掲げる事業を営む工場｜」に、

「｜5　法別表第２（と）項第３号及び（り）項第３号に掲げる事業を営む工場｜」を

「｜5　法別表第２（と）項第３号及び（ぬ）項第３号に掲げる事業を営む工場｜」に改め、同表豊田五丁目地区整備計画区域の項中

「｜2　法別表第２（ぬ）項第１号に掲げる事業を営む工場｜」を

「2　法別表第２(る)項第１号に掲げる事業を営む工場」に、「建ぺい率の最高限度」を「建蔽率の最高限度」に改め、同表港明スマートタウン地区整備計画区域の項中

「4　法別表第２(ち)項に掲げるもの」を

「4　法別表第２(り)項に掲げるもの」に、

「6　法別表第２(ぬ)項第１号に掲げる事業を営む工場
7　法別表第２(ぬ)項第２号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの」を

「6　法別表第２(る)項第１号に掲げる事業を営む工場
7　法別表第２(る)項第２号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの」に改め、同表ノリタケの森地区整備計画区域の項中

「4　法別表第２(ち)項に掲げるもの」を

「4　法別表第２(り)項に掲げるもの」に、

「9　法別表第２(ち)項に掲げるもの」を

「9　法別表第２(り)項に掲げるもの」に改め、同表に次のように加える。

又穂町２丁目地区整備計画区域	全域	用途の制限	1　工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。） 2　自動車教習所 3　畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線（名古屋市道又尾一丁五反北線、名古屋市道又尾南北線、名古屋市道又尾一丁五反中線及び名古屋市道天塚野端線に係るもの

			に限る。）までの距離は3.5メートル以上、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が地区施設の境界線を越えない場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1　外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

附　則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年３月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第７号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第61条の２第１項中「第４条第２項」を「第４条第３項」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 3月12日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第11号

名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第44号）の施行期日は、平成30年 5月 7日とする。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 3月12日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第12号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第24号）の施行期日は、平成30年 4月 1日とする。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年３月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第13号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第52号）の施行期日は、平成30年４月１日とする。

旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第14号

旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則の一部を改正する規則

旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第13条中「次の各号」を「次」に改め、同条第３号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第８号中「日本体育・学校健康センター法（昭和60年法律第92号）」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第１６２号）」に改め、同号を同条第９号とし、同条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第21条中「所管区域と」を「所管」に、「保健所長」を「区長」に改める。

第２号様式（表）中

「

発　行　者	名古屋市長	印

」を

「

発行機関名及び印	名　古　屋　市　長	印

」に改める。

第５号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

□ア健康保険□イ国民健康保険□ウ船員保険□エ国家公務員等共済組合□オ地方公務員等共済組合□カ私立学校教職員共済組合□キ自費

」を

「

□ア健康保険□イ国民健康保険□ウ船員保険□エ国家公務員共済組合□オ地方公務員等共済組合□カ私立学校教職員共済□キ後期高齢者医療□ク自費

」に改める。

附　則

1　この規則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行

細則（以下「新規則」という。）第13条第５号の規定は、平成20年４月１日から適用する。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例施行細則の規定に基づいて交付されている医療手帳は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第15号

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

（趣旨）

第 1条　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）の施行については、法、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第 358号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第 121号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（申請書等の様式）

第 2条　法及び省令の規定による申請又は届出のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める様式によらなければならない。

(1) 法第 6条第 1項の申請及び法第10条第 1項の申請　特定医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）（第 1号様式）

(2) 省令第13条第 1項の規定による届出　特定医療費支給認定申請事項変更届出書（第 2号様式）

(3) 省令第26条の申請　特定医療費受給者証再交付申請書（第 3号様式）

2　法第 7条第 4項に規定する医療受給者証の様式は、特定医療費受給者証（第 4号様式）とする。

（書類の経由）

第 3条　法及び省令の定めるところにより市長に提出する申請又は届出の書類は、住所地を所管区域とする保健センターの長を経由して提出しなければならない。

附　則

1　この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に効力を有する愛知県知事が交付した特定医療費受給者証は、この規則施行後においては、名古屋市長が交付したものとみなす。

第 1号様式（表）

特定医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

申請者　氏名　　㊞

次のとおり、特定医療費に係る支給認定を申請します。

なお、必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料、国民健康保険資格情報、後期高齢者医療資格情報及び生活保護受給状況について確認されることに同意します。

<table>
<tr><td colspan="2">受給者番号</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">疾病名</td><td colspan="3"></td><td>疾病番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">受診者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年齢</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td></td><td colspan="2">歳</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住所</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">加入医療保険</td><td>被保険者証の記号及び番号</td><td>（記号）</td><td>（番号）</td><td>被保険者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>保険者番号</td><td colspan="2"></td><td>保険者名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生活保護受給の有無</td><td>□有　□無</td><td colspan="2">小児慢性特定疾病の医療費助成の有無</td><td colspan="3">□有（受給者番号：　　）
□無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保護者未満18歳の場合（受診者に記入）</td><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">受診者との続柄</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">電話（　　）　　－</td><td>個人番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">自己負担上限額等の特例</td><td colspan="2">□軽症高額</td><td colspan="2">□高額かつ長期（高額難病治療継続者）</td><td>□人工呼吸器等装着</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨床調査個人票の研究利用についての同意</td><td colspan="5">□難病の患者に対する医療等に関する法律第 6条第 1項の規定による診断書（臨床調査個人票）について、厚生労働省の難病研究事業等の基礎資料として使用することに同意します。</td></tr>
</table>

（裏）

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）			
必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料、国民健康保険資格情報及び後期高齢者医療資格情報について確認されることに同意します。			
氏　　名 （自署又は記名押印）	生　年　月　日	受診者との続柄	個　　人　　番　　号
㊞			
㊞			
㊞			
㊞			
㊞			

今回申請する受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者又は申請中の者	指　　定　　難　　病	小　児　慢　性　特　定　疾　病
	□ 有（氏名：　　） （受給者番号：　　） □ 無	□ 有（氏名：　　） （受給者番号：　　） □ 無

指定医療機関 ※　特定医療を受ける指定医療機関として希望するものを記入してください。			
名　称		所在地	
名　称		所在地	
名　称		所在地	
名　称		所在地	
名　称		所在地	
名　称		所在地	

注　1　該当する□ の中にレ印をつけてください。
　　2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
　　3　支給認定の変更の申請をする場合は、受診者の氏名、住所及び電話番号、受給者番号並びに変更の必要が生じた事項並びに受診者の保護者が申請をする場合にあっては、当該保護者の氏名、住所、電話番号及び当該受診者との続柄を記入してください。
備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

第 2号様式（表）

特定医療費支給認定申請事項変更届出書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

届出者　氏名　　㊞

次のとおり、変更がありましたので届け出ます。

なお、必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料、国民健康保険資格情報、後期高齢者医療資格情報及び生活保護受給状況について確認されることに同意します。

<table>
<tr><td colspan="2">受給者番号</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">受診者</td><td>フリガナ</td><td></td><td>生年月日</td><td rowspan="2">年齢</td><td rowspan="2">歳</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">保護者（受診者が18歳未満の場合に記入）</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">受診者との続柄</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（裏）

	変 更 事 項	変　更　前	変　更　後
□	受診者に関する事項（氏名・性別・住所・電話番号・個人番号）		
□	保護者に関する事項（氏名・住所・電話番号・受診者との続柄・個人番号）		
□	医療保険の適用区分		
□	被保険者証に関する事項（記号及び番号・被保険者氏名・保険者番号・保険者名称）		
□	支給認定基準世帯員に関する情報（氏名・個人番号）		
備　　考			

支給認定基準世帯員			
必要な場合は、名古屋市において市民税等に関する課税資料、国民健康保険資格情報及び後期高齢者医療資格情報について確認されることに同意します。			
氏　　名 （自署又は記名押印）	生年月日	受診者との続柄	個　人　番　号
㊞			
㊞			
㊞			
㊞			
㊞			

注　1　該当する□の中にレ印をつけてください。
　　2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

第 3号様式

特定医療費受給者証再交付申請書

年　　月　　日

（宛先）名古屋市長

申請者　氏名　　㊞

次のとおり、特定医療費受給者証の再交付を申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">受給者番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">受診者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td>性別</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">保護者（受診者が18歳未満の場合に記入）</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">受診者との続柄</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">再交付申請の理由</td><td colspan="3">1　破損・汚損</td></tr>
<tr><td colspan="3">2　紛失</td></tr>
<tr><td colspan="3">3　その他　（　　）</td></tr>
</table>

注　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

第 4号様式

特 定 医 療 費 受 給 者 証

公費負担者番号				指定難病
受給者番号				
認定疾病名				
受診者	氏名			
	住所			
	性別		生年月日	
	保険者			
	被保険者証の記号及び番号		適用区分	
保護者	氏名		続柄	
	住所			
自己負担上限額			階層区分	
特例該当	軽症高額		高額かつ長期	人工呼吸器等装着
	受診者と同じ世帯内にいる指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の対象患者			
有効期間				

上記のとおり認定します。

年　　月　　日

名古屋市長　　印

指定医療機関

名称	
所在地	
名称	
所在地	
名称	
所在地	
名称	
所在地	
名称	
所在地	
名称	
所在地	
名称	
所在地	
名称	
所在地	

備考　用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第16号

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則（平成28年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第２条中「次のとおり」を「午前０時から午後12時まで」に改め、同条各号を削る。

附　則

この規則は、平成30年３月21日から施行する。

名古屋市告示第 142号

名古屋市緑笹塚土地区画整理事業の事業計画の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第14条第 1項の規定により、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の設立について認可の申請がありましたので、同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月12日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧の期間

平成30年 3月13日から同年 3月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2　縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3　縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 143号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成30年 3月13日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2　変更内容

平成30年 3月24日（土）及び同月25日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8時30分から午後 4時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第144号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年3月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　建築協定地区の名称

梅森坂第一地区建築協定

2　新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市名東区梅森坂二丁目302番	平成30年2月16日
名古屋市名東区梅森坂二丁目503番	平成30年2月16日
名古屋市名東区梅森坂二丁目1012番1	平成30年2月16日
名古屋市名東区梅森坂三丁目220番	平成30年2月16日

3　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4　縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 145号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 3月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　許可年月日及び許可番号
平成28年11月28日　28指令住開指第 153号

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（ 1工区）
名古屋市名東区平和が丘一丁目65番 1

3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番 6号
株式会社フィールホールディングス
代表取締役　蟹江義雄

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第146号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成30年3月7日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成30年3月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　平成29年度名古屋市一般会計補正予算（第7号）
2　平成29年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第3号）
3　平成29年度名古屋市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）
4　平成29年度名古屋市基金特別会計補正予算（第3号）
5　平成29年度名古屋市公債特別会計補正予算（第3号）
6　平成29年度名古屋市病院事業会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成29年度名古屋市一般会計補正予算（第７号）

平成29年度名古屋市一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,273,506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,193,620,451千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1　市税		511,062,000	1,171,896	512,233,896
	1　市民税	223,699,000	1,925,896	225,624,896
	4　市たばこ税	17,310,000	△ 754,000	16,556,000
3　県税交付金		124,016,000	△ 142,000	123,874,000
	8　自動車取得税交付金	3,415,000	△ 142,000	3,273,000
9　国庫支出金		197,732,440	8,994,498	206,726,938
	2　補助金	29,094,584	8,994,498	38,089,082
14　繰越金		218,326	1,456,721	1,675,047
	1　繰越金	218,326	1,456,721	1,675,047
15　諸収入		124,904,123	4,391	124,908,514
	5　受託事業収入	799,615	4,391	804,006
16　市債		77,616,000	9,788,000	87,404,000
	1　市債	77,616,000	9,788,000	87,404,000
歳入合計		1,172,346,945	21,273,506	1,193,620,451

歳　　出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		44,223,190	300,000	44,523,190
	5 徴税費	14,720,034	300,000	15,020,034
3 健康福祉費		319,121,736	519,650	319,641,386
	1 社会福祉費	88,510,299	191,650	88,701,949
	7 公衆衛生費	9,659,520	328,000	9,987,520
4 子ども青少年費		159,766,532	2,501,431	162,267,963
	1 子ども青少年費	159,766,532	2,501,431	162,267,963
5 環境費		39,883,614	10,187,515	50,071,129
	2 環境事業費	34,528,868	10,187,515	44,716,383
6 市民経済費		98,665,335	843,492	99,508,827
	3 産業費	80,162,788	843,492	81,006,280
8 緑政土木費		65,161,647	4,193,970	69,355,617
	2 道路橋りょう費	22,029,525	1,933,000	23,962,525
	3 街路費	8,308,962	1,605,270	9,914,232
	4 治水費	7,033,274	500,000	7,533,274
	5 緑政費	18,209,591	155,700	18,365,291
9 住宅都市費		47,326,549	2,727,448	50,053,997
	2 住宅費	27,571,377	2,727,448	30,298,825
歳出合計		1,172,346,945	21,273,506	1,193,620,451

第２表　繰越明許費補正

款	項	事業名	金額 千円
3 健康福祉費	1 社会福祉費	民間障害者グループホーム等の整備補助	191,650
4 子ども青少年費	1 子ども青少年費	賃貸方式による民間保育所の設置	193,829
		小規模保育事業所の設置	274,406
		保育士確保支援事業	36,750
		民間保育所等における事故防止推進事業	24,390
		保育所における事故防止推進事業	13,770
		民間保育所の整備補助等	2,002,035
5 環境費	2 環境事業費	北名古屋工場の建設	6,893,515
		富田工場の設備更新	3,294,000
7 観光文化交流費	1 観光交流費	国際展示場照明設備の改修	206,000
		国際展示場連絡通路等の改修	200,000
8 緑政土木費	2 道路橋りょう費	道路・橋りようの整備	1,017,000
	3 街路費	街路の整備	1,863,270
	4 治水費	河川・排水路の整備	957,000
	5 緑政費	公園の整備	155,700
9 住宅都市費	1 都市計画費	高速道路の建設	105,000
	2 住宅費	市営住宅の外壁改修	464,665

		市営住宅の建設	2,262,783

第３表　債務負担行為補正

事　　項	期　　間	限　　度　　額　　千円
国際展示場第１展示館移転改築等事業者選定支援業務委託	平成30年度	14,100

第４表　地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	67,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	129,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
子ども青少年施設整備費	1,396,000	同上	同上	同上	1,619,000	同上	同上	同上
廃棄物処理施設整備費	2,281,000	同上	同上	同上	7,576,000	同上	同上	同上
公共土木事業費	21,645,000	同上	同上	同上	24,353,000	同上	同上	同上
公園緑地整備費	4,652,000	同上	同上	同上	4,727,000	同上	同上	同上
住宅建設費	3,594,000	同上	同上	同上	5,019,000	同上	同上	同上

平成29年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第３号）

平成29年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ383,360千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 名古屋城天守閣事業収入		95,000	123,000	218,000
	1 寄附金	95,000	123,000	218,000
歳入合計		260,360	123,000	383,360

歳　　出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 名古屋城天守閣事業費		260,360	123,000	383,360
	1 事業費	256,026	123,000	379,026
歳出合計		260,360	123,000	383,360

平成29年度名古屋市市街地再開発事業特別会計補正予算（第１号）

平成29年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ784,965千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1　市街地再開発事業収入		191,213	141,369	332,582
	2 諸収入	131,769	141,369	273,138
歳入合計		643,596	141,369	784,965

歳　　出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1　市街地再開発事業費		643,596	141,369	784,965
	2 他会計繰出金	365,087	141,369	506,456
歳出合計		643,596	141,369	784,965

第２表　繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 市街地再開発事業費	1 事業費	鳴海駅前市街地再開発事業	40,485

平成29年度名古屋市基金特別会計補正予算（第３号）

平成29年度名古屋市基金特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,687,143千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
16 名古屋城天守閣積立基金収入		100,001	123,000	223,001
	2 繰入金	100,000	123,000	223,000
歳入合計		95,564,143	123,000	95,687,143

歳　　出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
16 名古屋城天守閣積立基金		100,001	123,000	223,001
	1 積立金	100,001	123,000	223,001
歳出合計		95,564,143	123,000	95,687,143

平成29年度名古屋市公債特別会計補正予算（第３号）

平成29年度名古屋市公債特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,929,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ479,264,382千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1　公債		194,119,000	9,788,000	203,907,000
	1　公債	194,119,000	9,788,000	203,907,000
2　繰入金		275,176,011	141,369	275,317,380
	1　他会計繰入金	275,176,011	141,369	275,317,380
歳入合計		469,335,013	9,929,369	479,264,382

歳　　出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1　繰出金		123,359,000	9,788,000	133,147,000
	1　起債額繰出	123,359,000	9,788,000	133,147,000
2　公債費		345,976,013	141,369	346,117,382
	1　公債償還金	298,305,260	141,369	298,446,629
歳出合計		469,335,013	9,929,369	479,264,382

平成29年度名古屋市病院事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　平成29年度名古屋市病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　平成29年度名古屋市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入	千円	千円	千円
第２款　西部医療センター収益	18,205,792	△　54,450	18,151,342
第１項　医　　業　　収　　益	15,855,307	△　382,450	15,472,857
第２項　医　業　外　収　益	2,348,485	328,000	2,676,485
収　入　合　計	33,888,991	△　54,450	33,834,541
支　　出	千円	千円	千円
第２款　西部医療センター費	18,048,424	△　54,450	17,993,974
第１項　医　　業　　費　　用	17,607,323	△　54,450	17,552,873
支　出　合　計	34,728,879	△　54,450	34,674,429

（他会計からの補助金）

第３条　予算第10条中「3,047,087千円」を「3,375,087千円」に改める。

名古屋市告示第 147号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 3月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社Ｎ・フィールド	訪問看護ステーションデューン中村	名古屋市中村区沖田町 217番地の 1	平成30年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社六月	訪問看護ステーションあんめ	名古屋市守山区廿軒家 7番 8号	平成30年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
Ｎｅｕｅｎ株式会社	訪問看護ステーションＳｕｍｕ	名古屋市緑区池上台二丁目21番地	平成30年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社リハピネス	あいじゅＲｅｈａ＆Ｓｔａｙ	名古屋市守山区西島町 4番37号	平成30年 2月 1日	通所介護 介護予防通所介護

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月	サービスの種類

			日	
有限会社さゆみの里	ヘルパーステーションリーベ楠	名古屋市北区楠味鋺五丁目1221番地	平成30年 2月 1日	訪問介護
株式会社エリアリカ	守山ケアステーション	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1923番地の 1	平成30年 2月 1日	訪問介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 148号

指定地域密着型サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 3月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

介護保険事業所番号		2370102739
事業所	名称	デイサービスセンターシエロ茶屋ヶ坂
	所在地	名古屋市千種区光が丘一丁目19番20号
事業者	申請者	株式会社シエロ
	所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目18番地
	代表者氏名	代表取締役　松永淳
	代表者住所	東京都新宿区西五軒町12番 1号
廃止年月日		平成30年 1月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2390600142
事業所	名称	生涯現役サポート・かけはし
	所在地	名古屋市中区松原二丁目22番31号
事業者	申請者	株式会社Ｒ’ｓＨＯＭＥ
	所在地	名古屋市中川区法華西町 6丁目 6番地の 2
	代表者氏名	代表取締役　小河正幸
	代表者住所	名古屋市中川区法華西町 6丁目 6番地の 2
廃止年月日		平成30年 1月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

介護保険事業所番号		2390600159
事業所	名称	早稲田イーライフ名古屋富士見
	所在地	名古屋市中区富士見町 5番15号
事業者	申請者	合同会社ＦＴＬ
	所在地	名古屋市中川区東春田二丁目48番地
	代表者氏名	代表社員　江本修士
	代表者住所	名古屋市中川区東春田二丁目48番地
廃止年月日		平成30年 1月31日
サービスの種類		地域密着型通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 149号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 3月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
有限会社千種介護相談所	さんさん介護	名古屋市千種区京命一丁目 3番44号	平成29年12月13日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社アンネイズ	守山ケアステーション	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1923番地の 1	平成29年12月22日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社トラストコープ	みなもと介護サービス	名古屋市西区則武新町一丁目 1番10号	平成29年12月26日	訪問介護 介護予防訪問介護
プラスケアサービシーズ株式会社	プラスケアサービス	名古屋市天白区平針二丁目1111番地	平成29年12月26日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社花の木	花の木デイサロンすいせん	名古屋市西区押切二丁目 1番30	平成29年12月12日	通所介護 介護予防通所介護

		号		

2　指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社ケアアシスト	ホーシン訪問介護	名古屋市熱田区四番二丁目18番15号	平成29年12月12日	介護予防訪問介護
株式会社ケアアシスト	ホーシン訪問看護	名古屋市熱田区四番二丁目18番15号	平成29年12月12日	介護予防訪問看護
株式会社Ｒ’ｓＨＯＭＥ	生涯現役サポート・かけはし	名古屋市中区松原二丁目22番31号	平成29年12月26日	介護予防通所介護
合同会社ＦＴＬ	早稲田イーライフ名古屋富士見	名古屋市中区富士見町 5番15号	平成29年12月27日	介護予防通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 150号

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 3月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
セキスイオアシス株式会社	セキスイオアシス白鳥	名古屋市熱田区二番一丁目 3番33号	平成29年12月 5日	居宅介護支援
合同会社ふじ	ふじ居宅介護支援事業所	名古屋市緑区鳴海町字前之輪68番地	平成29年12月 6日	居宅介護支援
株式会社パシフィック	居宅介護支援事業所まりん	名古屋市昭和区恵方町 1丁目35番地	平成29年12月 8日	居宅介護支援
メモッテ合同会社	メモッテ居宅介護支援事業所	名古屋市中村区亀島一丁目 5番22号	平成29年12月22日	居宅介護支援
株式会社ゼニタ	ケアプランセンターゼニタ	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	平成29年12月27日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 151号

名古屋市徳重北部土地区画整理組合の理事の住所変更の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市徳重北部土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所変更の届出がありました。

平成30年 3月15日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

氏　　名	変更前の住所	変更後の住所
荒　木　　誼	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の20	名古屋市緑区元徳重一丁目 316番地
近　藤　喜久男	名古屋市緑区鳴海町字徳重 18番地の 7	名古屋市緑区元徳重一丁目 606番地
近　藤　　哲	名古屋市緑区鳴海町字熊ノ前12番地の 5	名古屋市緑区熊の前一丁目 1502番地
寺　島　武　夫	名古屋市緑区鳴海町字徳重 18番地の 2	名古屋市緑区元徳重一丁目 1619番地
服　部　兼　行	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の41	名古屋市緑区熊の前一丁目 506番地
花　井　一　徳	名古屋市緑区鳴海町字徳重 18番地の54	名古屋市緑区元徳重一丁目 1206番地
花　井　清　徳	名古屋市緑区鳴海町字熊ノ前12番地の 1	名古屋市緑区熊の前一丁目 101番地

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 152号

名古屋市徳重北部土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市徳重北部土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

氏　名	住　所
荒　木　　誼	名古屋市緑区元徳重一丁目 316番地

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 153号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画墓園事業第 1号東墓園

2　施行者の名称

名古屋市

3　事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4　事業地の所在

第 1号東墓園

名古屋市千種区田代町字鹿子殿及び字瓶杁並びに東明町 7丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 154号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧に供する図書

名古屋都市計画墓園事業第 1号東墓園

2　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3　縦覧期間

平成30年 3月16日から平成32年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 155号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 3・ 3・ 2号米野公園

2　施行者の名称

名古屋市

3　事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4　事業地の所在

3・ 3・ 2号米野公園

名古屋市中村区黄金通 2丁目、 3丁目、権現通 3丁目、大正町 4丁目及び 5丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 156号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 3・ 3・ 2号米野公園

2　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3　縦覧期間

平成30年 3月16日から平成32年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 157号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
いずみ調剤薬局	名古屋市中川区中野新町 1丁目19番地の 1	平成17年 4月14日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 158号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　介護予防訪問介護

介護事業者の名称		有限会社ライフアップ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須三丁目24番21号
	新	名古屋市守山区天子田二丁目 922番地
介護事業所の名称		介護ステーション雅
介護事業所の所在地		名古屋市守山区天子田三丁目 413番地
変更年月日		平成30年 2月 1日

2　訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社ワンセルフ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の32
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーションワンセルフ

介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の32
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地
変　更　年　月　日		平成29年11月11日

3　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		スギ薬局向島店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区向島町 1丁目35番地
	新	名古屋市中村区向島町 5丁目28番地の11
変　更　年　月　日		平成30年 2月 1日

介護事業所の名称	旧	くまのこ調剤薬局
	新	そよかぜ薬局天白店
介護事業所の所在地		名古屋市天白区高島二丁目1808番地
変　更　年　月　日		平成29年12月 3日

4　通所介護及び介護予防通所介護

介護事業者の名称		株式会社ワンセルフ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の32
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地
介護事業所の名称		リハビリセンターワンセルフ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の32
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地
変　更　年　月　日		平成29年11月11日

5　認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称		株式会社パシフィック
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区恵方町 1丁目17番地の 1
介護事業所の名称		グループホームまりん
介護事業所の所在	旧	名古屋市昭和区恵方町 1丁目35番地

地	新	名古屋市昭和区恵方町 1丁目17番地の 1
変　更　年　月　日		平成30年 1月18日

6　居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社ワンセルフ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の32
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地
介護事業所の名称		ケアプランセンターワンセルフ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の32
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地
変　更　年　月　日		平成29年11月11日

7　地域密着型通所介護

介護事業者の名称		ハッピーサポート合同会社
介護事業者の所在地		名古屋市中区金山二丁目 8番10号
介護事業所の名称		ハッピーデイサービスすみれ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区波寄町15番12号
	新	名古屋市熱田区波寄町15番20号
変　更　年　月　日		平成30年 2月13日

8　予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		ハッピーサポート合同会社
介護事業者の所在地		名古屋市中区金山二丁目 8番10号
介護事業所の名称		ハッピー道子介護サービス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区波寄町15番12号
	新	名古屋市熱田区波寄町15番20号
変　更　年　月　日		平成30年 2月13日

介護事業者の名称	有限会社ライフアップ

介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須三丁目24番21号
	新	名古屋市守山区天子田二丁目 922番地
介護事業所の名称		介護ステーション雅
介護事業所の所在地		名古屋市守山区天子田三丁目 413番地
変更年月日		平成30年 2月 1日

9　生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		ハッピーサポート合同会社
介護事業者の所在地		名古屋市中区金山二丁目 8番10号
介護事業所の名称		ハッピー道子介護サービス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区波寄町15番12号
	新	名古屋市熱田区波寄町15番20号
変更年月日		平成30年 2月13日

10　予防専門型通所サービス

介護事業者の名称		ハッピーサポート合同会社
介護事業者の所在地		名古屋市中区金山二丁目 8番10号
介護事業所の名称		ハッピーデイサービスすみれ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区波寄町15番12号
	新	名古屋市熱田区波寄町15番20号
変更年月日		平成30年 2月13日

介護事業者の名称		株式会社ワンセルフ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の32
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地
介護事業所の名称		リハビリセンターワンセルフ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3番地の32
	新	名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地
変更年月日		平成29年11月11日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 159号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問看護及び介護予防訪問看護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
安田歯科医院	名古屋市守山区廿軒家13番24号	平成29年11月30日
古田昭臣歯科医院	名古屋市名東区高社二丁目 210番地	平成29年12月31日

2　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
安田歯科医院	名古屋市守山区廿軒家13番24号	平成29年

		11月30日
古田昭臣歯科医院	名古屋市名東区高社二丁目 210番地	平成29年 12月31日

3　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
馬渕歯科医院	名古屋市西区城北町 2丁目84番地の 2	平成30年 2月 1日
名駅錦通眼科	名古屋市中村区名駅南一丁目13番 8号	平成29年 11月13日
安田歯科医院	名古屋市守山区廿軒家13番24号	平成29年 11月30日
たんぽぽ薬局有松店	名古屋市緑区有松三丁山 913番地	平成30年 1月31日
古田昭臣歯科医院	名古屋市名東区高社二丁目 210番地	平成29年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 160号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社ケアＴＡＫＥＨＡＲＡ 名古屋市東区東外堀町32番地	あざみ訪問介護事業所 名古屋市東区東外堀町32番地	平成30年 2月28日
パナソニックエイジフリー株式会社 大阪府門真市大字門真1048番地	パナソニックエイジフリーケアセンターあつた・訪問介護 名古屋市熱田区大宝四丁目 9番27号	平成30年 4月 1日

2　訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社コスモスコーポレーション 名古屋市昭和区福江二丁目13番25号	コスモス 名古屋市昭和区福江二丁目13番25号	平成30年 2月28日

3　通所介護及び介護予防通所介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社さわやか 名古屋市中川区柳島町 4丁目16番地	デイサービスまほろば稲西 名古屋市中村区稲西町90番地	平成29年 10月31日

4　居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
ハッピーサポート合同会社 名古屋市中区金山二丁目 8番10号	ハッピー居宅介護支援事業所 名古屋市中区金山二丁目10番2号	平成29年 4月 1日
有限会社のぞみ介護プランセンター 名古屋市南区内田橋一丁目26番 6号	有限会社のぞみ介護プランセンター 名古屋市南区内田橋一丁目26番 6号	平成30年 4月 1日
株式会社ワンセルフ 名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地	ケアプランセンターワンセルフ 名古屋市緑区元徳重一丁目1516番地	平成30年 2月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 161号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護

介護事業者の名称		有限会社ライフアップ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須三丁目24番21号
	新	名古屋市守山区天子田二丁目 922番地
介護事業所の名称		介護ステーション雅
介護事業所の所在地		名古屋市守山区天子田三丁目 413番地
変更年月日		平成30年 2月 1日

2　訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		大東自動車株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市名東区文教台一丁目 512番地
介護事業所の名称		ひまわり訪問看護リハビリステーション名東
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区猪高台二丁目 401番地
	新	名古屋市名東区文教台一丁目 512番地
変更年月日		平成30年 1月20日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 162号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ＨＡＰＰＹ　ＴＩＭＥＳ 名古屋市緑区鹿山二丁目82番地の 1	はっぴーぷらす 名古屋市天白区中平四丁目 208番地	平成30年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 163号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項で準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、平成30年 4月15日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者で、当該農用地利用計画の変更案に対し異議がある者は、平成30年 4月15日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成30年 3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市港区藤高一丁目 109番 2

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2　農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

平成30年 3月16日から平成30年 4月15日まで

3　農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第１６４号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成30年３月16日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

平成30年３月16日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

1　道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	隼町線	名古屋市中村区大正町４丁目49番の２地先から	前	0.002	5.45	第１附図
			名古屋市中村区大正町４丁目49番の２地先まで	後	0.002	5.45	隅切の拡幅

2　道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	木挽町通	名古屋市中区栄一丁目２１２番地先から 名古屋市中区栄一丁目２１２番地先まで	第２附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第１附図

凡　例

区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 2 附図

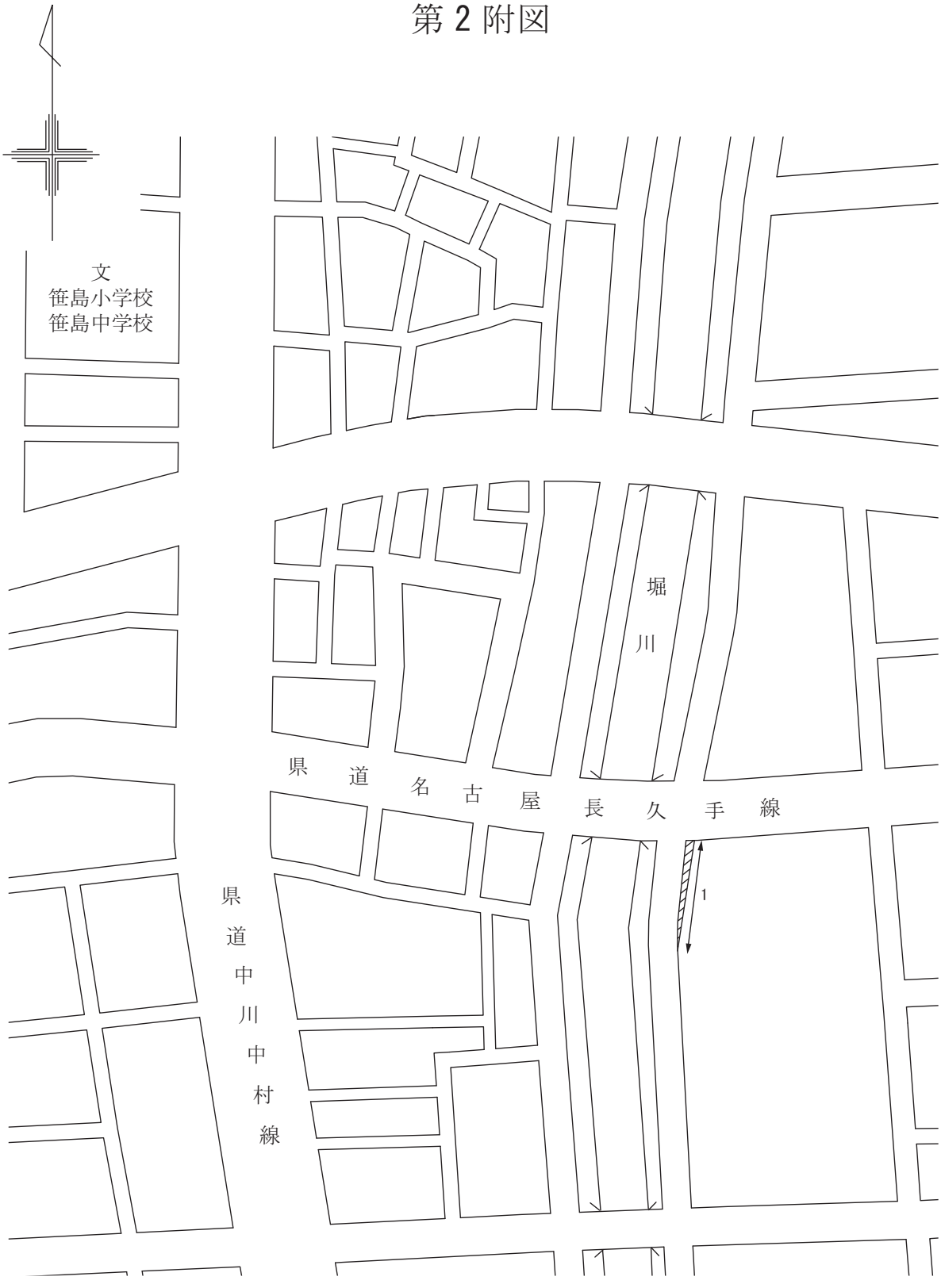

凡　例

道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第165号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成30年3月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　定期検査を行う区域

昭和区及び瑞穂区

2　対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3　実施の期日及び場所

(1) 昭和区

検　査　日	検　　査　　場　　所
7月9日（月）	駒方中学校　　（北通用門：体育館前）
7月10日（火）	鶴舞小学校　　（南門：体育館）
7月13日（金）	広路小学校　　（東門：特別活動室）
7月17日（火）	白金小学校　　（東門：特別活動室入口）
7月18日（水）	御器所小学校　（南門：土間）

(2) 瑞穂区

検　査　日	検　　査　　場　　所
7月23日（月）	堀田小学校　　（南門：特別活動室）
7月24日（火）	津賀田中学校　（北通用門：特別活動室入口）
7月26日（木）	弥富小学校　　（西正門：体育館）
7月30日（月）	汐路中学校　　（西正門：第2応接室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市教育委員会告示第 4号

教育委員会臨時会の開催について

平成30年 3月22日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 3月15日

名古屋市教育委員会教育長　　杉　﨑　正　美

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について
教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について
教職員人事について
特別職人事について
事務局人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第２号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年３月16日から２週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年３月15日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成30年４月１日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区　名	町　　名	字　・　丁　目	摘　要	
中川区	富　永　二　丁　目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出水処理センター
	富　永　三　丁　目		〃	〃
港　区	西　福　田　一　丁　目		〃	〃

３　供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

４　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	中川区　港区

排水施設の位置図

中川区（分流式）

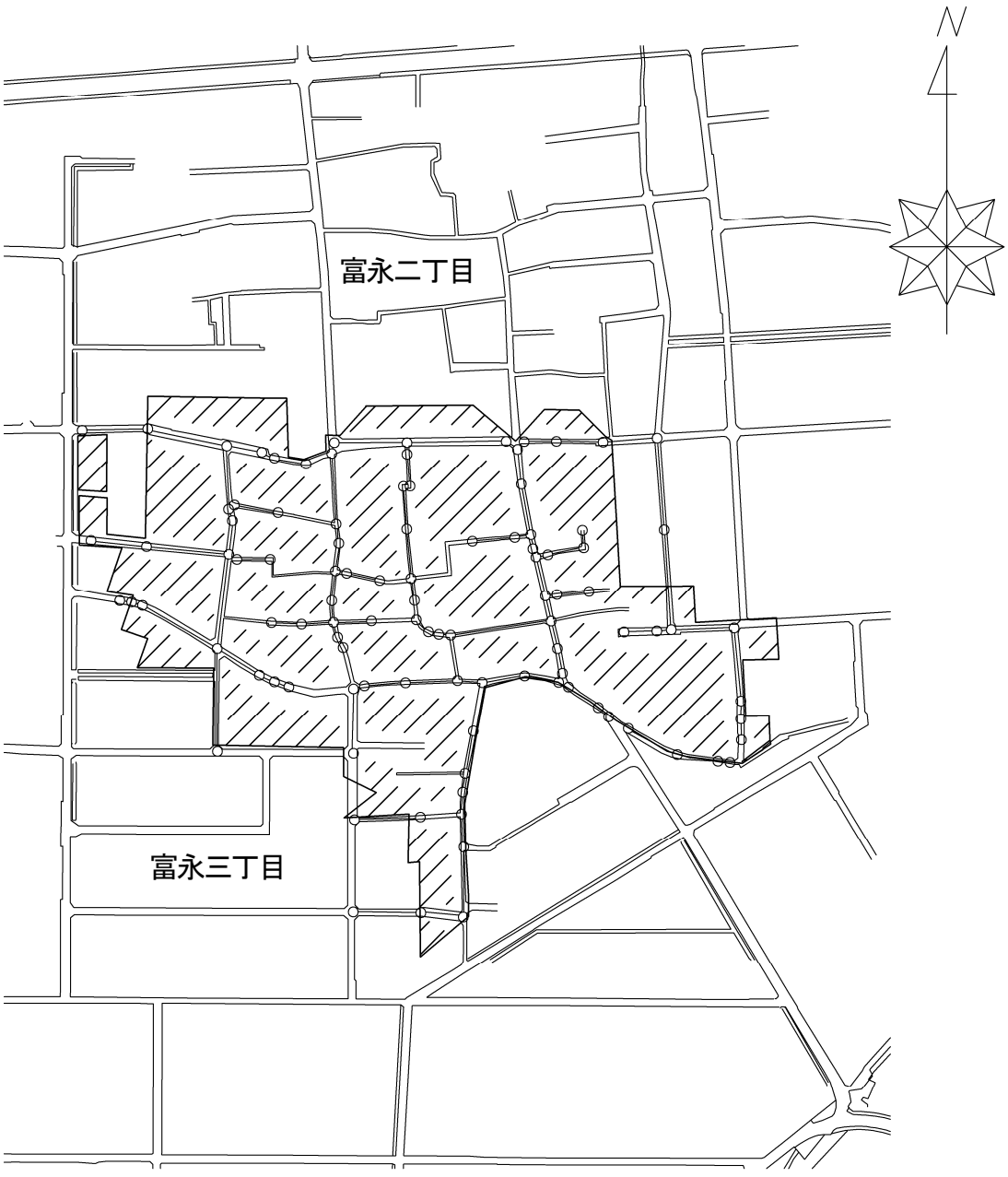

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）

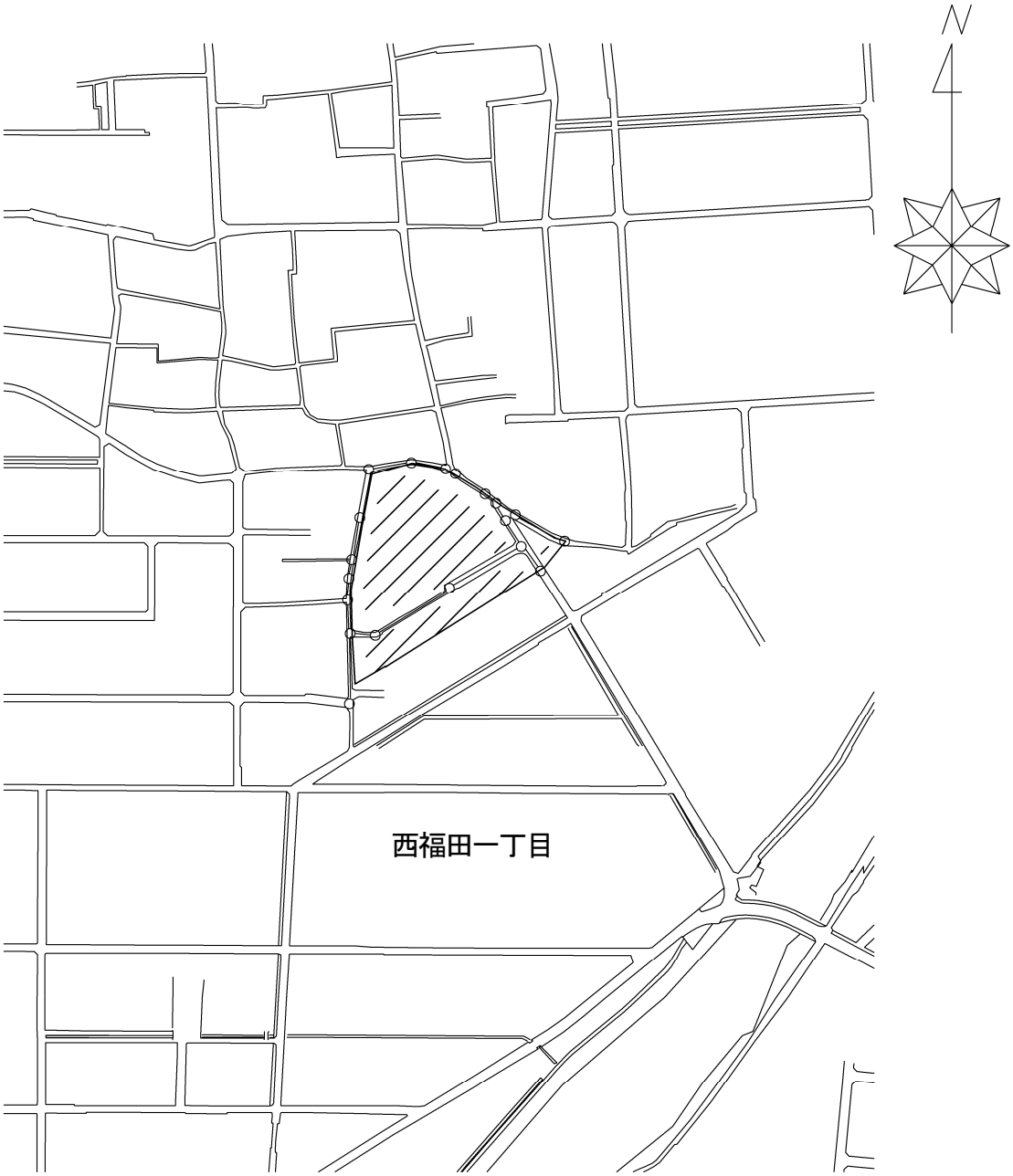

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局告示第１号

乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設について

本市乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設を次のとおり実施します。

平成３０年３月１３日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

１　変更系統

現　　行		変　　更　　後	
系統記号	運　行　区　間	系統記号	運　行　区　間
観　光　１	名古屋駅～名古屋城～名古屋駅	観　光　１	名古屋駅～名古屋城～名古屋駅
観光１イ	名古屋駅～名古屋城～名古屋駅	観光１イ	名古屋駅～名古屋城～名古屋駅

２　新設停留所

名　　称	位　　置	
四間道（しけみち）	東行	中区三の丸一丁目５７番地先
	西行	中区丸の内一丁目２０５番地先

３　変更経路

系統記号	経　　路
観　光　１	名古屋駅－トヨタ産業技術記念館－ノリタケの森－四間道－

	名古屋城－[現行と同一経路]－名古屋城－四間道－ノリタケの森－トヨタ産業技術記念館－名古屋駅
観 光 １ イ	名古屋駅－トヨタ産業技術記念館－ノリタケの森－四間道－名古屋城－[現行と同一経路]－名古屋駅

４　実施時期

平成３０年３月２０日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第１号

ＩＣカード乗車券取扱規程（平成２３年名古屋市交通局管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

平成３０年３月１４日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

目次中「第５章　マイレージポイント（第４５条）」を「第５章　マイレージポイント（第４５条）
第６章　クレジットカード一体型ＩＣカード及びオートチャージ（第４６条－第４９条）」に改める。

第２条第８号の２中「一体となったＩＣカード」の次に「（第２４号に定めるものを除く。）」を加え、同条に次の３号を加える。

(22)　オートチャージ　自動改札機による改札を受けて入場する際に、ＩＣカード発行事業者規則で定める条件のもとに自動的にチャージすることをいう。

(23)　オートチャージサービス　オートチャージし、その利用代金をＩＣカード発行事業者規則で定めるクレジットカード（以下単に「クレジットカード」という。）で決済するサービスをいう。

(24)　クレジットカード一体型ＩＣカード　株式会社名古屋交通開発機構が、クレジットカードを発行する会社（以下「クレジットカード会社」という。）と提携して発行する、クレジットカード機能と一体となったＩＣカードをいう。

第４条第８項中「第５章」を「第６章」に改め、同項を第９項とし、第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項中「及び第３章の２」を「、第３章の２及び第６章」に改め、同項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

4　第１項第１号に定めるＩＣカードのうちクレジットカード一体型ＩＣカードにおいては、次の各号のとおり取り扱う。

(1) 第１６条、第１９条から第２１条まで、第２６条、第３１条及び第３９条第３項並びに第３章の２に定める取扱いは行わない。

(2) 第９条第１項第１号に掲げる事項は、券面に表示しない。

(3) 第１７条の適用にあたっては、同条第１項中「これを回収する」を「これをＩＣカード乗車券として使用できない状態にし、その旨印字した上で乗客に返却する」と、同条第２項中「回収した」を「使用できない状態にした」と読み替えて適用する。

(4) クレジットカード一体型ＩＣカードを紛失した場合には、クレジットカード一体型ＩＣカードを第１項第１号に定めるＩＣカードのうちクレジットカード一体型ＩＣカード以外のＩＣカードに再発行（クレジットカード機能を除き、オートチャージに関する設定は引き継がない。）する。この場合の取扱いについては第１９条第１項及び第２項の規定を準用するものとする。ただし、各駅においては、第１９条第１項中使用停止措置及び再発行整理票の交付の取扱いのみ行う。

(5) クレジットカード一体型ＩＣカードのＩＣカード乗車券機能が障害状態となった場合には、クレジットカード一体型ＩＣカードを第１項第１号に定めるＩＣカードのうちクレジットカード一体型ＩＣカード以外のＩＣカードに再発行（クレジットカード機能を除き、オートチャージに関する設定は引き継がない。）する。この場合の取扱いについては第２０条第１項及び第２項の規定を準用するものとし、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより、デポジット５００円を収受する。ただし、各駅においては、第２０条第１項中再発行整理票の交付の取扱いのみ行う。

(6) クレジットカード一体型ＩＣカードのクレジットカード機能が障害状態となった場合には、クレジットカード一体型ＩＣカードを第１項第１号に定めるＩＣカードのうちクレジットカード一体型ＩＣカード以外のＩＣカードに再発行（クレジットカード機能を除き、オートチャージに関する設定は引き継がない。）することができる。この場合の取扱いについては第２０条第１項及び第２項の規定を準用するものとし、ＩＣカード発行事業

者規則の定めるところにより、デポジット５００円を収受する。ただし、各駅においては、第２０条第１項中再発行整理票の交付の取扱いのみ行う。

(7) 第２２条の適用にあたっては、同条第１項第４号中「大人用ＩＣカード乗車券又は小児用ＩＣカード乗車券」を「大人用ＩＣカード乗車券」と読み替えて適用する。

(8) 乗客は、クレジットカード一体型ＩＣカードが不要となった場合において払戻しを請求することができる。この場合の取扱いについては第３１条並びに第３９条第３項及び第４項の規定を準用するものとするが、クレジットカード一体型ＩＣカードはＩＣカード乗車券として使用できない状態にし、その旨印字した上で乗客に返却する。

(9) 第３４条により発売する定期券の通用区間は、次に掲げる通用区間のいずれかとする。

ア　本市乗合自動車区間

イ　本市高速電車線区間

ウ　本市乗合自動車区間及び本市高速電車線区間

第１２条第２項中「乗合自動車内でチャージする場合」の次に「及びオートチャージする場合」を加える。

第２３条第１項中「払戻し」の次に「、オートチャージ」を加える。

第２５条第３項中「個人情報の取扱い」の次に「並びにクレジットカード一体型ＩＣカード及びオートチャージの取扱いに係る個人情報の取扱い」を加える。

第５章の次に次の１章を加える。

第６章　クレジットカード一体型ＩＣカード及びオートチャージ

（オートチャージ）

第４６条　ＩＣカード乗車券は、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより、各駅の自動改札機でオートチャージすることができる。

２　オートチャージは、ＩＣカード乗車券内のＳＦ（現金）残額が、ＩＣカード発行事業者規則に基づいてＩＣカードに記録された数値であってＳＦ（現金）残額がこの数値以下の場合にオートチャージを実行することとされた数値（以下「オートチャージ実行判定金額」という。）以下の場合に自動的に

行われる。

３　オートチャージできる金額は、ＩＣカード発行事業者規則に基づいてＩＣカードに記録された数値であってオートチャージを実行する際にチャージする金額とされた数値（以下「オートチャージ入金金額」という。）とする。

４　オートチャージ実行判定金額及びオートチャージ入金金額は、１，０００円単位とし、その合計額は、２０，０００円を超えることができない。

５　１日あたり２０，０００円、１月あたり５０，０００円を超えてオートチャージすることはできない。

（設定等）

第４７条　乗客は、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより、利用申込書に必要事項を記入してクレジットカード一体型ＩＣカードとともに提出したときはオートチャージ機能の設定をすることができる。

２　乗客は、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより、利用申込書に必要事項を記入してクレジットカード（クレジットカード一体型ＩＣカードを除く。以下この項、次項及び次条第２項において同じ。）及びＩＣカード（クレジットカード一体型ＩＣカードを除く。以下この項、次項及び次条第２項において同じ。）とともに提出したときはリンク設定（クレジットカードに印字されたリンク番号をもとにＩＣカードと関連付けて、オートチャージサービスを受けることができるようにすることをいう。）をすることができる。

３　乗客は、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより、変更申込書に必要事項を記入して次の各号に掲げる設定の区分に応じ当該各号に定めるクレジットカード一体型ＩＣカード等を提出したときはオートチャージサービスの設定の変更を行うことができる。ただし、第３号の設定の変更はクレジットカードが更新された場合に限る。

(1) オートチャージ実行判定金額　クレジットカード一体型ＩＣカード又はクレジットカード及びＩＣカード

(2) オートチャージ入金金額　クレジットカード一体型ＩＣカード又はクレジットカード及びＩＣカード

(3) オートチャージ有効期限　更新前のクレジットカード、更新後のクレジ

ットカード及びＩＣカード

４　前３項の取扱いは、各乗車券発行所で行う。

（停止等）

第４８条　乗客は、オートチャージサービスが不要になった場合において、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより、変更申込書に必要事項を記入してクレジットカード一体型ＩＣカードとともに提出したときはオートチャージ機能の停止をすることができる。

２　乗客は、オートチャージサービスが不要になった場合において、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより、変更申込書に必要事項を記入してクレジットカード及びＩＣカードとともに提出したときはリンク解除（クレジットカードとＩＣカードの関連付けを解除し、オートチャージサービスの対象外とすることをいう。）をすることができる。

３　前２項の取扱いは、各乗車券発行所で行う。

（定期券の移し替え）

第４９条　乗客は、次の各号に掲げる場合において、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより、定期券移し替え申込書、定期券機能の付加されたＩＣカード及び定期券機能の付加されていないＩＣカードを提出したときは、定期券機能の付加されたＩＣカードの付加定期券の機能を消去し、定期券機能の付加されていないＩＣカードに同内容の定期券の機能を付加すること（以下「定期券の移し替え」という。）ができる。

(1) 新たにクレジットカード一体型ＩＣカードを発行された場合

(2) クレジットカードの有効期限の更新、改氏名又はクレジットカード機能の障害等によりクレジットカード一体型ＩＣカードを再発行された場合（次号に該当する場合を除く。）

(3) 第４条第４項第４号から第６号までの規定により再発行し、その後クレジットカード会社からクレジットカード一体型ＩＣカードを再発行された場合

２　前項に定める「定期券機能の付加されたＩＣカード」とは、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げるＩＣカードとする。

(1) 前項第１号の場合　クレジットカード一体型ＩＣカード発行前に定期券

機能の付加されたＩＣカード

(2) 前項第２号の場合　再発行前のクレジットカード一体型ＩＣカード

(3) 前項第３号の場合　第４条第４項第４号から第６号までの規定により再発行されたクレジットカード一体型ＩＣカード以外のＩＣカード

3　第１項に定める「定期券機能の付加されていないＩＣカード」とは、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げるＩＣカードとする。

(1) 第１項第１号の場合　クレジットカード一体型ＩＣカード

(2) 第１項第２号の場合　再発行されたクレジットカード一体型ＩＣカード

(3) 第１項第３号の場合　再発行されたクレジットカード一体型ＩＣカード

4　前３項の規定により定期券の移し替えの対象となる定期券は、その通用区間が次の各号のいずれかに該当するものに限る。

(1) 本市乗合自動車区間

(2) 本市高速電車線区間

(3) 本市乗合自動車区間及び本市高速電車線区間

5　第１項の取扱いは、各乗車券発行所で行う。

附　則

この規程は、発布の日から施行する。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年 3月14日

名古屋市農業委員会会長　岩田　公雄

1　開催日時

平成30年 3月20日（火）　午後 2時00分

2　場所

名古屋市役所西庁舎12階　第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3　議案

第18号議案　農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第19号議案　農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第20号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第21号議案　相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第22号議案　相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第23号議案　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条の規定による承認について

第24号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第25号議案　土地改良事業参加資格交替申出の承認について

第26号議案　名古屋市農業委員会規程の一部改正について

第27号議案　名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について

第28号議案　名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について

第29号議案　名古屋市農業委員会公印規程の一部改正について

第30号議案　名古屋市農業委員会文書処理要領の一部改正について

第31号議案　名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課